

合意制度加算及び疎明資料に関するQ & A

Q 1 合意制度加算の概要を教えてください。

平成28年6月3日に公布された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（以下「合意制度」）が新設され、平成30年6月1日から施行されます。この制度は、被疑者等が他人の刑事事件について供述等一定の協力的行為をし、これに対して検察官が不起訴や公訴取消し、諭告での一定の求刑など有利な取扱いをすることを合意するというものです。

この合意に当たり、弁護士は、被疑者等と検察官との協議に同席し、合意について同意を与えたり、合意内容を記載した書面に連署したりすることが求められます（刑訴法350条の3、350条の4）。これらの活動は、合意制度の新設によって新たに加わったものであり、従来の弁護活動の中では想定されていないものです。

そこで、合意制度における弁護人の活動を適切に評価するために、新たな加算報酬が創設されることとなりました。

具体的には、合意制度加算報酬は、以下の二つの報酬から成っています。

- ① 協議加算報酬 4万円 協議を行ったことにより支給されます。
- ② 合意加算報酬 1万円 協議を行っただけでなく、それにより合意が成立した場合に①に追加して支給されます。

Q 2 協議加算報酬は、合意が成立しなくても支給されますか。協議の回数によって金額は変わりますか。

協議加算報酬は、協議の労力に対して支給されるものですから、合意成立の有無にかかわらず支給されます。

また、協議回数にかかわらず、一律4万円の支給となります。

Q 3 協議加算報酬の条件として、何をすれば「協議」をしたこととなりますか。

当事者の一方が協議の申入れをただけでは足りず、対象事件について、協議を開始する旨の書面を検察官、被疑者・被告人及び弁護士が連署して作成の上、協議を行うことが必要です。同書面作成前の電話での打合せや書面のやりとりのみの場合は支給の対象となりませんので、御注意ください。

Q 4 合意制度加算報酬の請求に際して、必要書類はありますか。

法テラスが細則（合意制度加算報酬の請求に際して添付すべき疎明資料に関する細則）で定める書式による疎明資料の提出が必要です。それ以外の書面等により代替することはできませんので、御注意ください。

法テラスのホームページから「協議の実施及び合意の成立を疎明する書面」をダウンロード、印刷した上で、「国選弁護士記入欄」に被疑者・被告人氏名や事件番号等の必要事項を記入していただき、担当検察官の押印を得てください。協議はしたものの合意成立に至らなかった場合には、「検察官押印欄」の上段（「協議の実施」欄）のみに1個、協議の結果合意成立に至った場合には、同欄の上段に加えて下段（「合意の成立」欄）にも押印が必要になります。

Q 5 疎明資料は、検察庁でも入手できますか。

あくまで弁護人の報酬請求のための書類であるため、検察庁側で用意することは予定されていません。あらかじめ法テラスのホームページからダウンロードし、協議の際に、忘れずに持参するようにしてください。

Q 6 検察官の押印はどのタイミングで得ればよいのですか。

協議加算報酬は、協議回数や結果にかかわらず支給されるものですので、検察官の押印を得る時期は、協議開始後であれば、協議初回、協議終了時あるいは終了後など、いつでも差支えありません。

他方、合意成立加算報酬は、その性質上、合意成立時あるいはそれ以降ということになります。

ただし、報告書提出期限を経過してから押印を得ても、算定には間に合わないため、遅くとも報告書提出までには押印を得てください。

Q 7

協議加算報酬と合意加算報酬の疎明資料は別々でもよいのですか。
例えば、協議加算について押印を得たが、合意成立時にその疎明資料を持参し忘れた場合、別の同じ書式に合意成立の押印だけもらってもよいのですか。

同一の事件について複数枚の疎明資料が提出されますと、誤算定の要因ともなり、弁護人に確認のための無用の手間をかけることにつながるため、協議加算報酬と合意加算報酬とで併せて1枚の疎明資料で提出していただくようお願いします。

Q 8

複数選任の場合はそれぞれ疎明資料を作成提出する必要がありますか。
それとも複数人で1枚作成して、1人が原本を、その他は写しを提出することでもよいのですか。

報酬の算定は弁護人ごとに行いますので、疎明資料についても、弁護人ごとに1枚ずつ作成し、それぞれ別個に提出していただく必要があります。

Q 9

協議中に解任などで弁護人が交代して引き継いだ場合、報酬はどのように支給されますか。

弁護人ごとにそれぞれ協議加算報酬の満額が支給されます。どちらか一方に支給されたり、按分になったりということはありません。したがって、前任弁護人と後任弁護人のいずれにも協議加算4万円が支給されます(なお、後任弁護人は、合意を成立させれば更に1万円の合意加算報酬も支給されます。)
なお、Q8と同様、疎明資料は弁護人ごとに1枚ずつ作成し、それぞれ別個に提出していただく必要があります。

Q10

被疑者段階から協議を始めて、被告人段階まで続いた場合、被疑者段階と被告人段階のどちらで報酬請求すればよいのですか。

協議加算報酬と合意加算報酬の請求時期が異なりますと、誤算定の要因ともなり、弁護人に確認のための無用の手間をかけることにつながるため、協議終了後に報酬請求を行っていただくようお願いします。